

小屋浦地区再開発事業基本協定書（案）

小屋浦地区再開発事業に関して、坂町（以下「甲」という。）は、代表企業である「」並びに構成企業である「」、「」で構成されるグループ（以下「企業グループ」といい、これらを構成する個別企業を相称して「構成員」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し企業グループが公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、本事業にかかる次の各号に掲げる契約等（以下「事業契約等」という。）の締結に向けた、甲及び企業グループの双方の協力について定めることを目的とする。

(1) 甲と本事業のうち設計業務「」及び建設業務「」、工事監理業務「」の間で締結される建設工事請負仮契約書

(2) 甲と本事業のうち維持管理・運營業務「」の間で締結される町営住宅等の管理に関する基本協定書

2 本協定において定義されていない用語については、募集要項（本事業に関し令和8年1月7日に公表された公募資料一式（公表後の追加及び変更を含む。）という。以下同じ。）に定めるところによる。

（町及び企業グループの義務）

第2条 甲及び企業グループは、事業契約等の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 企業グループは、事業契約等締結のための協議に当たっては、本事業の選定手続きにかかる事業者選定審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

（事業契約等の締結）

第3条 甲及び企業グループは、募集要項に添付の事業契約書等の形式及び内容にて、事業契約等を締結するべく最大限努力する。なお、指定管理者基本協定にあつては本事業で建設される町営住宅の設置条例が制定された後に、締結するものとする。

2 甲は、募集要項に添付の事業契約書等の文言に関し、企業グループより説明を求められた場合、募集要項において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。

3 第1項の規定にかかわらず、事業契約等の締結までに、構成員のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、甲は事業契約等を締結しないことができる。

- (1) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (3) 構成員が、独占禁止法第 77 条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 構成員（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、事業契約等の締結までに、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、事業契約等を締結しないことができる。
- (1) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第 1 号から前号までのいずれかに該当することを知らなが

ら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 構成員のいずれかが、本項第1号から第5号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が当該構成員に対して当該契約の解除を求め、当該構成員がこれに従わなかったとき。

5 事業契約等の締結までに、構成員のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、甲は、事業契約等を締結しないことができる。

(違約金等)

第4条 構成員のいずれかが前条第3項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する構成員は連帯して、甲が事業契約の締結をするか否かを問わず、違約金として、提案書に記載された提案価格の100分の10に相当する金額を、町への違約金として支払う。

2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超えるときには、前条第3項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当する構成員は連帯して、その差額分の損害を甲の請求に基づき賠償するものとする。

(準備行為)

第5条 事業契約等締結前であっても、企業グループは、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

(事業契約等の不成立)

第6条 甲の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定による契約の締結が、坂町議会において否決されたことにより、事業契約等の締結に至らなかった場合、既に甲及び企業グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 前項にかかわらず、事業契約等のいずれかが締結に至らなかったことがこの協定の当事者のいずれかの責めに帰すべき事由による場合、当該事由の存する当事者が、他方当事者の損害を賠償する。なお、企業グループが損害賠償義務を負う場合、構成員は、連帯してこれを負担する。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 企業グループは、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第8条 甲及び企業グループは、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、甲又は企業グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 甲及び企業グループが、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、甲及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲又は企業グループとの間で守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー業務受託者及び本事業に関する企業グループの下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 甲が、本事業にかかる各業務を企業グループ以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示するとき又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
- (6) 企業グループの親会社及び子会社に開示する場合
(本協定の変更)

第9条 本協定の規定は、甲及び企業グループの書面による合意がなければ変更できない。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、全ての事業契約等が締結されて本契約となったとき又は事業契約等が締結されることが明らかになったとき若しくは締結された一部の事業契約等若しくは仮契約が解除されたときまでとする。ただし、本協定の終了後も第4条、第6条、第8条及び

第 13 条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
(準拠法)

第 11 条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第 12 条 本協定に定めのない事項、又は本協定の解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲及び企業グループが誠実に協議の上これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 13 条 本協定に関して生じた当事者間の紛争については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書■通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和■年■月■日

甲 坂町
代表者 坂町長

乙 (代表企業)
[所在地]
[商号又は名称]
[代表者氏名]

(構成員)
[所在地]
[商号又は名称]
[代表者氏名]

(構成員)
[所在地]
[商号又は名称]
[代表者氏名]

(構成員)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名]